

## 京都大学医学部附属病院単独型歯科医師臨床研修プログラム

### ●研修プログラムの特色

初期研修の第一の目的は基本手技、技能の習熟もさることながら、正確な診断、診療ができるようになることが重要であり、多数の症例、難しい症例、そして特殊な技術を経験することが目的ではない。基本を学び、自分で考え論理的に解決できる能力を養うことが本研修プログラムの特色である。京大病院歯科口腔外科では年間に延べ2万名を超える外来患者数と12の入院病床は7割以上の稼働率を維持しており、研修歯科医が担当し経験できる症例は充分にある。

### ●臨床研修の目標

すべての研修歯科医が臨床医学、特に隣接医学を理解した上で患者の歯科ならびに口腔外科領域のプライマリ・ケアに対応できる基本的診療能力の育成を目標としている。また、医療の場における多才な職種とそれぞれの役割や立場を理解する心や、チーム医療における協調性を養うことも重要な目標である。研修歯科医は、1年間の臨床研修プログラムに沿い、オリエンテーションに加えて、「歯科医師としての基本的価値観（プロフェッショナルリズム）」「資質・能力」「基本的診療業務」の到達目標を達成することを目指す。また、医療の場における多才な職種とそれぞれの役割や立場を理解する心や、チーム医療における協調性を養うことも重要な目標である。

### 歯科医師としての基本的価値観（プロフェッショナルリズム）

#### （1）到達目標

歯科医師としての基本的価値観（プロフェッショナルリズム）を習得する。

#### （2）一般目標

- ① 社会的使命と公衆衛生への寄与：社会的使命を自覚し、説明責任を果たしつつ、社会の変遷に配慮した公正な医療の提供及び公衆衛生の向上に努める。
- ② 利他的な態度：患者の苦痛や不安の軽減と福利の向上を最優先するとともにQOLに配慮し、患者の価値観や自己決定権を尊重する。
- ③ 人間性の尊重：患者や家族の多様な価値観、感情、知識に配慮し、尊敬の念と思いやりの心を持って接する。
- ④ 自らを高める姿勢：自らの言動及び医療の内容を省察し、常に資質・能力の向上に努める。

## 資質・能力

### (1) 到達目標

歯科医師としての資質・能力を習得する。

### (2) 一般目標

1. 医学・医療における倫理性：診療、研究、教育に関する倫理的な問題を認識し、適切に行動する。
  - ① 人間の尊厳を守り、生命の不可侵性を尊重する。
  - ② 患者のプライバシーに配慮し、守秘義務を果たす。
  - ③ 倫理的ジレンマを認識し、相互尊重に基づき対応する。
  - ④ 利益相反を認識し、管理方針に準拠して対応する。
  - ⑤ 診療、研究、教育の透明性を確保し、不正行為の防止に努める。
2. 歯科医療の質と安全の管理：患者にとって良質かつ安全な医療を提供し、医療従事者の安全性にも配慮する。
  - ① 医療の質と患者安全の重要性を理解し、それらの評価・改善に努める。
  - ② 日常業務の一環として、報告・連絡・相談を実践する。
  - ③ 医療事故等の予防と事後の対応を行う。医療事故等の予防と事後の対応を行う。
  - ④ 歯科診療歯科診療の特性を踏まえた院内感染対策について理解し、実践する。の特性を踏まえた院内感染対策について理解し、実践する。
  - ⑤ 医療従事者の健康管理（予防接種や針刺し事故への対応を含む。）を理解し、自らの医療従事者の健康管理（予防接種や針刺し事故への対応を含む。）を理解し、自らの健康管理に努める。健康管理に努める。
3. 医学知識と問題対応能力：最新の医学及び医療に関する知識を獲得し、自らが直面する診療上の問題について、科学的根拠に経験を加味して解決を図る。
  - ① 頻度の高い疾患について、適切な臨床推論のプロセスを経て、鑑別診断と初期対応を行う。
  - ② 患者情報を収集し、最新の医学的知見に基づいて、患者の意向や生活の質に配慮した臨床決断を行う。
  - ③ 保健・医療・福祉の各側面に配慮した診療計画を立案し、実行する。
  - ④ 高度な専門医療を要する場合には適切に連携する。
4. 診療技能と患者ケア：臨床技能を磨き、患者の苦痛や不安、考え・意向に配慮した診療を行う。
  - ① 患者の健康状態に関する情報を、心理・社会的側面を含めて、効果的かつ安

全に収集する。

- ② 診察・検査の結果を踏まえ、一口腔単位の診療計画を作成する。
  - ③ 患者の状態やライフステージに合わせた、最適な治療を安全に実施する。
  - ④ 診療内容とその根拠に関する医療記録や文書を、適切かつ遅滞なく作成する。
5. コミュニケーション能力：患者の心理・社会的背景を踏まえて、患者や家族と良好な関係性を築く。
- ① 適切な言葉遣い、礼儀正しい態度、身だしなみで患者や家族に接する。
  - ② 患者や家族にとって必要な情報を整理し、分かりやすい言葉で説明して、患者の主体的な意思決定を支援する。
  - ③ 患者や家族のニーズを身体・心理・社会的側面から把握する。
6. チーム医療の実践：医療従事者をはじめ、患者や家族に関わる全ての人々の役割を理解し、連携を図る。
- ① 歯科医療の提供にあたり、歯科衛生士、歯科技工士の役割を理解し、連携を図る。
  - ② 多職種が連携し、チーム医療を提供するにあたり、医療を提供する組織やチームの目的、チームの各構成員の役割を理解する。
  - ③ 医療チームにおいて各構成員と情報を共有し、連携を図る。
7. 社会における歯科医療の実践：医療の持つ社会的側面の重要性を踏まえ、各種医療制度・システムを理解し、地域社会に貢献する。
- ① 健康保険を含む保健医療に関する法規・制度の目的と仕組みを理解する。
  - ② 地域の健康問題やニーズ把握など、公衆衛生活動を理解する。
  - ③ 予防医療・保健・健康増進に努める。
  - ④ 地域包括ケアシステムを理解し、その推進に貢献する。
  - ⑤ 災害や感染症パンデミックなどの非日常的な医療需要について理解する。
8. 科学的探究：医学及び医療における科学的アプローチを理解し、学術活動を通じて、医学及び医療の発展に寄与する。
- ① 医療上の疑問点に対応する能力を身に付ける。
  - ② 科学的研究方法を理解し、活用する。
  - ③ 臨床研究や治験の意義を理解する。
9. 生涯にわたって共に学ぶ姿勢：医療の質の向上のために省察し、他の歯科医師・医療者と共に研鑽しながら、後進の育成にも携わり、生涯にわたって自律的に学び続ける。
- ① 急速に変化・発展する医学知識・技術の吸収に努める。

- ② 同僚、後輩、歯科医師以外の医療職と互いに教え、学びあう。
- ③ 国内外の政策や医学及び医療の最新動向（薬剤耐性菌等を含む。）を把握する。

## 基本的診療業務

### （1）到達目標

歯科医師としての基本的診療能力を習得するとともに、歯科医療に関連する連携と制度を理解する。

### （2）一般目標

#### I. 基本的診療能力等

##### 1) 基本的診察・検査・診断・診療計画

- ① 患者の心理的・社会的背景を考慮した上で、適切に医療面接を実施する。
- ② 全身状態を考慮した上で、顎顔面および口腔内の基本的な診察を実施し、診察所見を解釈する。
- ③ 診察所見に応じた適切な検査を選択、実施し、検査結果を解釈する。
- ④ 病歴聴取、診察所見および検査結果に基づいて歯科疾患の診断を行う。
- ⑤ 診断結果に基づき、患者の状況・状態を総合的に考慮した上で、考え得る様々な一口腔単位の診療計画を検討し、立案する。
- ⑥ 必要な情報を整理した上で、わかりやすい言葉で十分な説明を行い、患者および家族の意思決定を確認する。

##### 2) 基本的臨床技能等

- ① 歯科疾患を予防するための口腔衛生指導、基本的な手技を実践する。
- ② 一般的な歯科疾患に対応するために必要となる基本的な治療および管理を実践する
  - a 歯の硬組織疾患
  - b 歯髄疾患
  - c 歯周病
  - d 口腔外科疾患
  - e 歯質と歯の欠損
  - f 口腔機能の発達不全、口腔機能の低下
- ③ 基本的な応急処置を実践する。
- ④ 歯科診療を安全に行うために必要なバイタルサインを観察し、全身状態を評価する。

- ⑤ 診療に関する記録や文書（診療録、処方箋、歯科技工指示書等）を作成する。
- ⑥ 医療事故の予防に関する基本的な対策について理解し、実践する。

### 3) 患者管理

- ① 歯科治療上問題となる全身的な疾患、服用薬剤等について説明する。
- ② 患者の医療情報等について、必要に応じて主治の医師等と診療情報を共有する。
- ③ 全身状態に配慮が必要な患者に対し、歯科治療中にバイタルサインのモニタリングを行う。
- ④ 歯科診療時の主な併発症や偶発症への基本的な対応法を実践する。
- ⑤ 入院患者に対し、患者の状態に応じた基本的な術前・術後管理および療養上の管理を実践する。

### 4) 患者の状態に応じた歯科医療の提供

- ① 妊娠期、乳幼児期、学齢期、成人期、高齢期の患者に対し、各ライフステージに応じた歯科疾患の基本的な予防管理、口腔機能管理について理解し、実践する。
- ② 各ライフステージおよび全身状態に応じた歯科医療を実践する。

## II. 歯科医療に関連する連携と制度の理解等

### 1) 歯科専門職の連携

- ① 歯科衛生士の役割を理解し、予防処置や口腔衛生管理等の際に連携を図る。
- ② 歯科技工士の役割を理解し、適切に歯科技工指示書を作成するとともに、必要に応じて連携を図る。
- ③ 多職種によるチーム医療について、その目的、各職種の役割を理解した上で、歯科専門職の役割を理解し、説明する。

### 2) 多職種連携，地域医療

- ① 地域包括ケアシステムについて理解し、説明する。
- ② 地域包括ケアシステムにおける歯科医療の役割を説明する。
- ③ がん患者等の周術期等口腔機能管理において、その目的および各専門職の役割を理解した上で、多職種によるチーム医療に参加し、基本的な口腔機能管理を経験する。
- ④ 歯科専門職が関与する多職種チーム（例えば栄養サポートチーム、摂食嚥下リハビリテーションチーム、口腔ケアチーム等）について、その目的お

よび各専門職の役割を理解した上で、チーム医療に参加し、関係者と連携する。

- ⑤ 入院患者の入退院時における多職種支援について理解し、参加する。

### 3) 地域保健

- ① 地域の保健・福祉の関係機関、関係職種を理解し、説明する。  
 ② 保健所等における地域歯科保健活動を理解し、説明する。

### 4) 歯科医療提供に関連する制度の理解

- ① 医療法や歯科医師法をはじめとする医療に関する法規および関連する制度の目的と仕組みを理解し、説明する。  
 ② 医療保険制度を理解し、適切な保険診療を実践する。  
 ③ 介護保険制度の目的と仕組みを理解し、説明する。

## ●「基本的診療能力等」と「歯科医療に関連する連携と制度の理解」

### I. 基本的診療能力等

#### 1) 基本的診察・検査・診断・診療計画

	研修内容	必要な症例数	研修歯科医の指導体制	症例の数え方	修了判定の評価基準
<b>一般目標</b> ① 患者の心理的・社会的背景を考慮した上で、適切に医療面接を実施する。					
<b>行動目標</b> ▶ コミュニケーションスキルを実践する。 ▶ 病歴（主訴、現病歴、既往歴及び家族歴）聴取を的確に行う。 ▶ 病歴を正確に記録する。 ▶ 患者の心理・社会的背景に配慮する。 ▶ 患者・家族に必要な情報を十分に提供する。 ▶ 患者の自己決定を尊重する。 ▶ 患者のプライバシーを守る。 ▶ 患者の心身におけるQOL (Quality Of Life)に配慮する。 ▶ 患者教育と治療への動機付けを行う。	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 問診</li> <li>● 問診内容の診療録への記載</li> <li>● 個人情報管理（守秘義務）</li> </ul>	各1症例	指導歯科医・上級歯科医が研修歯科医に患者を配当し、研修歯科医は指導歯科医・上級歯科医の指導の下、治療を行う。	治療の流れを連続して経験した場合を1症例として数える。	目標達成の基準として、3症例以上経験していることが必要。
<b>一般目標</b> ② 全身状態を考慮した上で、顎顔面および口腔内の基本的な診察を実施し、診察所見を解釈する。 ③ 診察所見に応じた適切な検査を選択、実施し、検査結果を解釈する。 ④ 病歴聴取、診察所見および検査結果に基づいて歯科疾患の診断を行う。 ⑤ 診断結果に基づき、患者の状況・状態を総合的に考慮した上で、考え得る					

<p>様々な一口腔単位の診療計画を検討し、立案する。</p> <p>⑥ 必要な情報を整理した上で、わかりやすい言葉で十分な説明を行い、患者および家族の意思決定を確認する。</p>					
<p><b>行動目標</b></p> <p>➤ 適切で十分な医療情報を収集する。</p> <p>➤ 基本的な診察・検査を実践する。</p> <p>➤ 基本的な診察・検査の所見を判断する。</p> <p>➤ 得られた情報から診断する。</p> <p>➤ 適切と思われる治療法及び別の選択肢を提示する。</p> <p>➤ 十分な説明による患者の自己決定を確認する。</p> <p>➤ 一口腔単位の治療計画を作成する。</p>	<p>②</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 全身の観察</li> <li>● 口腔内外の診察</li> <li>● 診察所見の解釈</li> </ul>	各1症例	指導歯科医・上級歯科医が研修歯科医に患者を配当し、研修歯科医は指導歯科医・上級歯科医の指導の下、治療を行う。	治療の流れを連続して経験した場合を1症例として数える。	目標達成の基準として3症例以上経験していることが必要。
	<p>③</p> <p>診察所見を踏まえ、以下の検査を実施し、検査結果を解釈する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 歯周組織検査</li> <li>● 齶蝕関連検査</li> <li>● 画像検査</li> <li>● 顎口腔機能検査</li> <li>● 血液検査</li> </ul>	各1症例			目標達成の基準として5症例以上経験していることが必要。
	<p>④医療情報を踏まえ、診断を行う。</p>	1症例			目標達成の基準として1症例以上経験していることが必要。
	<p>⑤治療計画を立案の上、症例の提示、要約(カンファレンスでの発表)を行う。</p>	1症例			目標達成の基準として1症例以上経験していることが必要。
	<p>⑥患者へ病状を説明し、インフォームドコンセントや同意書を取得する。</p>	1症例			目標達成の基準として1症例以上経験していることが必要。

## 2) 基本的臨床技能等

	研修内容	必要な症例数	研修歯科医の指導体制	症例の数え方	修了判定の評価基準
<p><b>一般目標</b></p> <p>① 歯科疾患を予防するための口腔衛生指導、基本的手技を実践する。</p>					
<p><b>行動目標</b></p> <p>➤ 基本的な予防法の手技を実践する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 齶蝕活動性軽減処置</li> <li>● 歯周病の予防と管理</li> <li>● 定期管理計画の作成と実施</li> </ul>	各1症例	指導歯科医は、研修歯科医の進捗状況を把握し、不足している症例	治療の流れを連続して経験した場合を1症例として数える。	目標達成の基準として、合計4症例以上経験している

	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 集団に対する歯科保健指導、歯科衛生指導</li> </ul>		がある場合は、指導歯科医等の患者の症例を配当する。		ことが必要。
<b>一般目標</b> ② 一般的な歯科疾患に対応するために必要となる基本的な治療および管理を実践する a 歯の硬組織疾患 b 歯髄疾患 c 歯周病 d 口腔外科疾患 e 歯質と歯の欠損 f 口腔機能の発達不全、口腔機能の低下					
<b>行動目標</b> ➤ 基本的な治療法の手技を実施する。 ➤ 齲蝕の基本的な治療を実践する。 ➤ 歯髄疾患の基本的な治療を実践する。 ➤ 歯周疾患の基本的な治療を実践する。 ➤ 拔牙の基本的な処置を実践する。 ➤ 咬合・咀嚼障害の基本的な治療を実践する。	a <ul style="list-style-type: none"> <li>● コンポジットレジン修復</li> <li>● インレー修復</li> <li>● 象牙質知覚過敏症に対する処置</li> </ul>	各1症例	指導歯科医は、研修歯科医の進捗状況を把握し、不足している症例がある場合は、指導歯科医等の患者の症例を配当する。	治療の流れを連続して経験した場合を1症例として数える。	目標達成の基準として、合計3症例以上経験していることが必要。
	b <ul style="list-style-type: none"> <li>● 抜髄</li> <li>● 感染根管処置</li> </ul>	各1症例			目標達成の基準として、合計2症例以上経験していることが必要。
	c <ul style="list-style-type: none"> <li>● 歯周組織検査</li> <li>● スケーリング・ルートプレーニング</li> <li>● 咬合調整、暫間固定</li> <li>● 歯周外科処置</li> </ul>	各1症例			目標達成の基準として、合計4症例以上経験していることが必要。
	d <ul style="list-style-type: none"> <li>● 拔牙</li> <li>● 消炎処置</li> <li>● その他の口腔外科処置</li> </ul>	各1症例			目標達成の基準として、合計3症例以上経験していることが必要。
	e <ul style="list-style-type: none"> <li>● クラウン補綴</li> <li>● ブリッジ補綴</li> <li>● 義歯の作製</li> <li>● 既存義歯の調整</li> </ul>	各1症例			目標達成の基準として、合計4症例以上経験していることが必要。
	f <ul style="list-style-type: none"> <li>● 高齢者の摂食嚥下機能訓練</li> <li>● 小児の口腔機能発達不全の検査</li> </ul>	各1症例			目標達成の基準として、合計2症例以上経験していることが必要。
<b>一般目標</b> ③ 基本的な応急処置を実践する。					

<b>行動目標</b> ➤ 疼痛に対する基本的な治療を実践する。 ➤ 歯、口腔及び顎顔面の外傷に対する基本的な治療を実践する。 ➤ 修復物、補綴装置等の脱離と破損及び不適合に対する適切な処置を実践する。	疼痛等への応急処置として以下の対応を行う。 ● 根管処置 ● 抜歯 ● 消炎処置 ● その他の口腔外科処置 ● 補綴物の調整	各1症例	指導歯科医は、研修歯科医の進捗状況を把握し、不足している症例がある場合は、指導歯科医等の患者の症例を配当する。	治療の流れを連続して経験した場合を1症例として数える。	目標達成の基準として、合計5症例以上経験していることが必要。
<b>一般目標</b> ④ 歯科診療を安全に行うために必要なバイタルサインを観察し、全身状態を評価する。					
<b>行動目標</b> ➤ バイタルサインを観察し、異常を評価する。 ➤ 歯科診療時の全身的合併症への対処法を説明する。 ➤ 一次救命処置を実践する。 ➤ 二次救命処置の対処法を説明する。	下記の場合において、患者のバイタルサインを観察し、全身状態を評価する。 ● 歯科における全身合併症を有する患者の治療時 ● 歯科病棟入院患者の管理時 ● 高齢者に対する歯科治療時 ● 歯科心身症や歯科恐怖症患者に対する歯科治療時	各1症例	各研修歯科医を担当する指導歯科医・上級歯科医を決め、サポート等を行う。	治療の流れを連続して経験した場合を1症例として数える。	目標達成の基準として、合計4症例以上経験していることが必要。
<b>一般目標</b> ⑤ 診療に関する記録や文書（診療録、処方箋、歯科技工指示書等）を作成する。					
<b>行動目標</b> ➤ 医療記録を適切に作成する。 ➤ 医療記録を適切に管理する。	● 診療録 ● 処方箋 ● 歯科技工指示書 ● 検査指示書 ● 診断書	各1症例	各研修歯科医を担当する指導歯科医・上級歯科医を決め、サポート等を行う。	治療の流れを連続して経験した場合を1症例として数える。	目標達成の基準として、合計5症例以上経験していることが必要。
<b>一般目標</b> ⑥ 医療事故の予防に関する基本的な対策について理解し、実践する。					
<b>行動目標</b> ➤ 医療安全対策を説明する。 ➤ アクシデント及びインシデントを説明する。 ➤ 医療過誤について説明する。 ➤ 院内感染対策（Standard Precautionsを含む）を説明する。 ➤ 院内感染対策を実践する。	● 医療安全講習会を受講し、医療事故への対応等を理解した上で日常臨床において予防策を実践する。	1症例	各研修歯科医を担当する指導歯科医・上級歯科医を決め、サポート等を行う。	講習会を受講の上、日常臨床において医療事故等への予防策を実施できていると指導歯科医が判断した場合に1症例として数える。	目標達成の基準として、1症例以上経験していることが必要。

### 3) 患者管理

	研修内容	必要な症例数	研修歯科医の指導体制	症例の数え方	修了判定の評価基準
<b>一般目標</b> ① 歯科治療上問題となる全身的な疾患、服用薬剤等について説明する。 ② 患者の医療情報等について、必要に応じて主治の医師等と診療情報を共有する。 ③ 全身状態に配慮が必要な患者に対し、歯科治療中にバイタルサインのモニタリングを行う。 ④ 歯科診療時の主な併発症や偶発症への基本的な対応法を実践する。 ⑤ 入院患者に対し、患者の状態に応じた基本的な術前・術後管理および療養上の管理を実践する。					
<b>行動目標</b> ▶ バイタルサインを観察し、異常を評価する。 ▶ 服用薬剤の歯科診療に関連する副作用を説明する。 ▶ 全身疾患の歯科診療上のリスクを説明する。 ▶ 歯科診療時の偶発症への対処法を説明する。 ▶ 一次救命処置を実践する。 ▶ 二次救命処置の対処法を説明する。	①高血圧症および糖尿病等で内科診療中の患者に、歯科治療上の問題点と服用薬剤等の注意点について説明する。	1 症例	各研修歯科医を担当する指導歯科医・上級歯科医を決め、サポート等を行う。	治療の流れを連続して経験した場合を1症例として数える。	目標達成の基準として、1症例以上経験していることが必要。
	②診療情報提供書を作成し、主治医と医療情報を共有する。	1 症例		治療の流れを連続して経験した場合を1症例として数える。	目標達成の基準として、1症例以上経験していることが必要。
	③下記の場合において、歯科治療時に患者のバイタルサインをモニタリングする。 ● 高齢者に対する歯科治療時 ● 全身疾患を有する患者に対する歯科治療時 ● 歯科心身症や歯科恐怖症患者に対する歯科治療時	各1症例		治療の流れを連続して経験した場合を1症例として数える。	目標達成の基準として、合計3症例以上経験していることが必要。
	④歯科治療時の気分不良、血圧低下等併発症が起こった場合の対応についての対処法を実践する	1 症例		治療の流れを連続して経験した場合を1症例として数える。	目標達成の基準として、1症例以上経験していることが必要。
	⑤歯科病棟入院患者に対し、療養上の留意事項を説明し、周術期口腔機能管理を行う。	1 症例		治療の流れを連続して経験した場合を1症例として数える。	目標達成の基準として、1症例以上経験していることが必要。

#### 4) 患者の状態に応じた歯科医療の提供

	研修内容	必要な症例数	研修歯科医の指導体制	症例の数え方	修了判定の評価基準

<b>一般目標</b> ① 妊娠期、乳幼児期、学齢期、成人期、高齢期の患者に対し、各ライフステージに応じた歯科疾患の基本的な予防管理、口腔機能管理について理解し、実践する。 ② 各ライフステージおよび全身状態に応じた歯科医療を実践する。					
<b>行動目標</b> ➤ 基本的な治療法の手技を実施する。 ➤ 齲蝕の基本的な治療を実践する。 ➤ 歯髄疾患の基本的な治療を実践する。 ➤ 歯周疾患の基本的な治療を実践する。 ➤ 抜歯の基本的な処置を実践する。 ➤ 咬合・咀嚼障害の基本的な治療を実践する。	①各ライフステージに応じた総合診療計画の立案を行う。	5 症例	指導歯科医・上級歯科医が研修歯科医に患者を配当し、研修歯科医は指導歯科医・上級歯科医の指導の下、治療を行う。	治療の流れを連続して経験した場合を1症例として数える。	目標達成の基準として、5症例以上経験していることが必要。
	②各ライフステージに応じた歯科治療の実践を行う。	5 症例			目標達成の基準として、5症例以上経験していることが必要。

## II. 歯科医療に関連する連携と制度の理解等

### 1) 歯科専門職の連携

	研修内容	必要な症例数	研修歯科医の指導体制	症例の数え方	修了判定の評価基準
<b>一般目標</b> ① 歯科衛生士の役割を理解し、予防処置や口腔衛生管理等の際に連携を図る。 ② 歯科技工士の役割を理解し、適切に歯科技工指示書を作成するとともに、必要に応じて連携を図る。 ③ 多職種によるチーム医療について、その目的、各職種の役割を理解した上で、歯科専門職の役割を理解し、説明する。					

<b>行動目標</b> ➤ 歯科衛生士との連携を実践する。 ➤ 歯科技工士との連携を実践する。 ➤ チーム医療を実践する。	①オーラルケア施行時に歯科衛生士と症例検討を行う	3 症例	各研修歯科医を担当する指導歯科医・上級歯科医を決め、サポート等を行う。	歯科衛生士との協働をもって、1 症例とする。	目標達成の基準として、3 症例以上経験していることが必要。
	②補綴処置を行う際に、歯科技工指示書を元に、歯科技工士と症例検討を行う	1 症例		歯科技工士との協働をもって、1 症例とする。	目標達成の基準として、1 症例以上経験していることが必要。
	③NSTへ参加し、医師・看護師・管理栄養士等と連携する。	1 症例		チーム医療への参加をもって1 症例とする。	目標達成の基準として、1 症例以上経験していることが必要。

## 2) 多職種連携, 地域連携

	研修内容	必要な症例数	研修歯科医の指導体制	症例の数え方	修了判定の評価基準
<b>一般目標</b> ① 地域包括ケアシステムについて理解し、説明する。 ② 地域包括ケアシステムにおける歯科医療の役割を説明する。 ③ がん患者等の周術期等口腔機能管理において、その目的および各専門職の役割を理解した上で、多職種によるチーム医療に参加し、基本的な口腔機能管理を経験する。 ④ 歯科専門職が関与する多職種チーム（例えば栄養サポートチーム、摂食嚥下リハビリテーションチーム、口腔ケアチーム等）について、その目的および各専門職の役割を理解した上で、チーム医療に参加し、関係者と連携する。 ⑤ 入院患者の入退院時における多職種支援について理解し、参加する。					
<b>行動目標</b> ➤ チーム医療を実践する。	①他施設や他科との連携を通じて、地域包括ケアについて理解する。	1 症例	各研修歯科医を担当する指導歯科医・上級歯科医を決め、研修歯科医は指導歯科医・上級歯科医の指導の下、治療やレポート作成を行う。	レポートの提出をもって1 症例とする。	目標達成の基準として、1 症例以上経験していることが必要。
	②他施設や他科との連携を通じて、地域包括ケアシステムにおける歯科医療の役割について理解する。	1 症例		レポートの提出をもって1 症例とする。	目標達成の基準として、1 症例以上経験していることが必要。
	③がん患者の周術期口腔機能管理において、医師・看護師・管理栄養	1 症例	各研修歯科医を担当する指導歯科医・上級歯	チーム医療への参加をもって1 症例とする。	目標達成の基準として、1 症例以上経験

	士等と連携し、チーム医療を実践する。		科医を決め、サポート等を行う。		していることが必要。
	④栄養サポートチーム、口腔ケアチームに参加し、医師・看護師・管理栄養士等と連携する。	1 症例		チーム医療への参加をもって1症例とする。	目標達成の基準として、1症例以上経験していることが必要。
	⑤退院カンファレンスに参加し、医師・看護師・介護職種と連携を図る。	1 症例		チーム医療への参加をもって1症例とする	目標達成の基準として、1症例以上経験していることが必要。

### 3) 地域保健

	研修内容	必要な症例数	研修歯科医の指導体制	症例の数え方	修了判定の評価基準
<b>一般目標</b>					
① 地域の保健・福祉の関係機関、関係職種を理解し、説明する。					
② 保健所等における地域歯科保健活動を理解し、説明する。					
<b>行動目標</b>					
➤ 地域歯科保健活動を説明する。					
➤ 医療連携を説明する。					
	①他施設や他科との連携を通じて、地域医療について理解し、レポートを作成する。	1 症例	各研修歯科医を担当する指導歯科医・上級歯科医を決め、サポート・レポート作成等の支援を行う。	レポートの提出をもって1症例とする。	目標達成の基準として、1症例以上経験していることが必要。
	②講義を受講の上、地域歯科保健活動について理解し、レポートを作成する。	1 症例	指導歯科医・上級歯科医がレポート作成を支援する。	レポートの提出をもって1症例とする。	目標達成の基準として、1症例以上経験していることが必要。

### 4) 歯科医療提供に関連する制度の理解

	研修内容	必要な症例数	研修歯科医の指導体制	症例の数え方	修了判定の評価基準
<b>一般目標</b>					
① 医療法や歯科医師法をはじめとする医療に関する法規および関連する制度の目的と仕組みを理解し、説明する。					
② 医療保険制度を理解し、適切な保険診療を実践する。					
③ 介護保険制度の目的と仕組みを理解し、説明する。					

<b>行動目標</b> ▶ 医療に関する法律などについて説明する。 ▶ 保険診療を実践する。 ▶ 医療介護を説明する。	① 歯科に関連する法律について理解する。	1 症例	各研修歯科医を担当する指導歯科医・上級歯科医を決め、サポート等を行う。	指導歯科医が法律を遵守した診療を実施出来ていると判断した場合は1症例として数える。	目標達成の基準として、1症例以上経験していることが必要。
	② 保険制度に関する講義を受講後、適切な保険診療を実践する。	1 症例	指導歯科医・上級歯科医が適切な保険算定が実施できるようサポートする。	指導歯科医が適切な保険診療を実施出来ていると判断した場合は1症例として数える。	目標達成の基準として、1症例以上経験していることが必要。
	③介護保険制度について理解する。	1 症例	指導歯科医・上級歯科医がレポート作成を支援する。	レポートの提出をもって1症例とする。	目標達成の基準として、1症例以上経験していることが必要。

### ●研修の指導体制

指導歯科医の指導監督の下、上級歯科医による屋根瓦方式を基本とする。メンター、チューターが研修期間を通してサポートにあたり、他の医師や看護師、歯科衛生士、歯科技工士等の医療スタッフが指導補助にあたる。

### ●研修管理委員会の名称

京都大学医学部附属病院歯科医師臨床研修管理委員会

### ●募集定員 15名

### ●選考方法 面接および筆記試験

### ●募集および先行の時期

募集時期：2023年6月頃から

選考時期：2023年8月頃から

●マッチング利用の有無 有

●研修期間 1年間（2024年4月1日～2025年3月31日）

●実施施設等

○京都大学医学部附属病院

所在地：京都市左京区聖護院川原町54

管理者：高折 晃史

総責任者：中尾 一祐（総合臨床教育・研修センター歯科医師臨床教育・研修部長）

プログラム責任者：中尾 一祐（歯科口腔外科長）

副プログラム責任者：渡邊 拓磨

指導歯科医：中尾 一祐、渡邊 拓磨

全8名

●研修歯科医の評価に関する事項

修了判定を行う項目：

①DEBUT2の自己評価、②指導歯科医の技能及び適性の評価、③症例数、④学会等での口演発表と学会誌等への論文投稿、⑤レポート、等。

修了判定を行う基準：

①自己評価が全て記載されていること、②指導歯科医が目標到達レベルと評価すること、③必要症例数を達成していること、④すべての発表および投稿を終えていること、⑤指導歯科医による評価が5段階中3以上であること

1年間の研修終了時に、研修管理委員会において、上記を総合的に勘案し、修了判定を行う。

●研修歯科医の処遇

病院名	京都大学医学部附属病院
常勤・非常勤の別	非常勤
基本的な勤務時間	8：30～17：15 (休憩1時間)
基本手当	9,400円/日
賞与	無

臨床研修奨励手当	臨床研修奨励手当（固定超過勤務等手当）月額8万円。ただし、超過勤務手当等（超過勤務手当及び休日給）が8万円を超える場合は、その超える額について超過勤務手当等を支給する。
宿日直手当	有
住宅手当の支給	有
通勤手当の支給	有
有給休暇	有
夏季休暇	有
年末年始休暇	有
研修歯科医の宿舎	有
研修歯科医のための施設内の部屋	有
研修歯科医の仮眠室	有
公的医療保険	文部科学省共済組合（短期）
公的年金保険	厚生年金
労働者災害補償保険法の適用	有
雇用保険	有
健康診断	年1回
歯科医師賠償責任保険の扱い	個人加入（強制）
学会、研究会等への参加	可
学会、研究会等への参加費用支給	有